

2 高委第2号 第8期井手町高齢者保健福祉計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル
質疑書への回答

番号	質問内容	回答
1	<p>仕様書の委託業務内容の（7）法令改正による計画との整合性の確保で町の例規の条項を指摘するとは、どういった方法で示せばよいでしょうか。</p> <p>また、福祉関係法令とはどの範囲までを含みますか。</p>	<p>受託者の方で官報を随時ご確認いただき、福祉関係法令（範囲については後述）の条項が改正される都度、その改正法令及び条項を引用している本町の例規及び条項を指摘してください。</p> <p>例えば、●●●法施行規則の第4条第3項が改正された場合、「当該法令が井手町○○○規則の第5条第1項に引用されている」ということを随時ご指摘いただくイメージです。官報掲載後2週間を目途にメール等で情報提供いただきたく思います。</p> <p>また、福祉関係法令とはe-Gov法令検索の事項別分類索引「社会福祉」の項目に掲載されている全ての法令をいいます。告示や通知、通達は含みません。</p> <p>本町の例規に関しましては本町のホームページの例規集に載っているもの全てが対象となります。</p>